

東京都北区 SDGs 推進企業認証制度実施要綱

5 北地産第 1 2 8 7 号
令和 5 年 5 月 2 2 日 区長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、持続可能な開発目標の理念を尊重し、事業を通じて SDGs を達成するため、社会・環境・経済の 3 つの側面を含んだ取組を実践する企業等を東京都北区 SDGs 推進企業として認証し、SDGs への積極的かつ継続的な取組を支援することにより区内企業等の成長・価値向上を図り、地域経済の持続可能な発展及び社会課題の解決に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「SDGs」とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標をいう。

(認証資格)

第 3 条 東京都北区 SDGs 推進企業認証（以下「認証」という。）を受けることができる者は、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 北区の区域内（以下「区内」という。）に本社、本店、支店等の事業所を有し、区内において事業を営む者で、次に掲げるもの（以下「企業等」という。）であること。

- ア 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する会社
- イ 個人事業主
- ウ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）第 2 条に規定する信用金庫
- エ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する信用協同組合
- オ 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 2 条第 5 項に規定する相互会社
- カ 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく弁護士法人
- キ 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）に基づく監査法人
- ク 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に基づく税理士法人
- ケ 行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に基づく行政書士法人
- コ 司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）に基づく司法書士法人
- サ 弁理士法（平成 12 年法律第 49 号）に基づく弁理士法人
- シ 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）に基づく社会保険労務士法人
- ス 土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）に基づく土地家屋調査士法人
- セ その他東京都北区 SDGs 推進企業認証制度（以下「本制度」という。）の目的に照らして認証の対象とすることが適当であると区長が認める者

(2) 区内において引き続き 1 年以上事業を営んでおり、今後も継続的に事業が行われること。

(3) 事業所としての実態や事業の実績が十分に把握できる状況にあること。

(4) 国又は地方公共団体ではないこと。

(5) 別表に該当する業種又は企業等ではないこと。

(6) 労働関係法令、その他の法令等に関し違反がないこと及び社会通念上認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(7) 次に掲げる項目について、全て該当すること。ただし、エ及びオの規定は、従業員がいない企業等については、適用しない。

- ア 第5条又は第9条の規定による申請を行った日から起算して3年以内に、事業に関して法令等に違反して、刑罰又は処分を受けていないこと。
- イ 法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び市区町村民税・都道府県民税）の滞納がないこと。
- ウ 法人税申告書（個人については所得税及び復興特別所得税の申告書）の作成及び税務署への申告を適正に行っていること。
- エ 従業員に対して最低賃金を上回る給与及び手当を支払っていること。
- オ 従業員に適切な社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険）の加入を行っていること。

（認証基準）

第4条 認証に関する基準（以下「認証基準」という。）は、次のとおりとする。

- （1）前条各号に掲げる認証資格を全て満たしていること。
- （2）企業等が実践することができるSDGsの取組として、産業経済文化部長が別に定める項目（以下「チェックリスト」という。）について70パーセント以上該当すること。
- （3）企業等による自社のSDGsの取組に係る目標であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（以下「SDGs達成目標」という。）を設定すること。
 - ア 本制度の趣旨及びSDGsの趣旨に資するものであること。
 - イ SDGsの17のゴールにつながるものであること。
 - ウ 定量的・定性的な目標及び達成期限が記載されており、具体的かつ合理的なものであること。
 - エ 事業概要及びSDGs推進企業として目指す姿と矛盾がないこと。
 - オ 区内に本社又は本店を有しない企業等にあつては、専ら区内に対してその効果が発揮されるものであること。
 - カ SDGs達成を意識した現状の改善、新しい取組等の新たな価値創造に取り組むものであること。
- （4）SDGs達成目標は3つ以上設定し、そのうち1つ以上は、「地域社会への貢献」に関する目標とすること。
- （5）SDGs達成目標を3つ以上設定することで、SDGsの1から17までのゴールに対して、複数のゴールにつながっていること。
- （6）目標達成に向けたSDGsの推進体制が備わっていること。

（申請手続）

第5条 認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）は、次に掲げる書類を提出することにより区長に申請しなければならない。

- （1）東京都北区SDGs推進企業認証申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）
- （2）東京都北区SDGs推進企業認証・認証更新に係る誓約書（別記第2号様式。以下「誓約書」という。）
- （3）東京都北区SDGs推進企業認証チェックリスト兼達成目標シート（別記第3号様式。以下「チェックリスト兼達成目標シート」という。）
- （4）その他区長が必要と認める書類

（認証手続）

第6条 区長は、前条の規定により申請を受けたときは、その内容を審査し認証の可否を決定す

る。この場合において、区長は、あらかじめ第 17 条に定める東京都北区 SDGs 推進企業認証審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かななければならない。

- 2 区長は、前項の規定により、認証することに決定した場合は、東京都北区 SDGs 推進企業認証決定通知書（別記第 4 号様式）により、認証しないことに決定した場合は、東京都北区 SDGs 推進企業不認証決定通知書（別記第 5 号様式）により、申請企業に通知するものとする。

（認証書の交付）

第 7 条 区長は、前条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定により認証することに決定した企業等又は認証を更新することに決定をした企業等（以下「認証企業」という。）に対し、東京都北区 SDGs 推進企業認証書（別記第 6 号様式）を交付するものとする。

（認証期間）

第 8 条 認証の有効期間は、第 6 条第 1 項又は第 10 条第 1 項の規定により認証することに決定した日又は認証を更新することに決定した日から 3 年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までとする。

（更新申請手続）

第 9 条 前条の規定により認証の有効期間が満了する場合において、継続して認証を受けようとする認証企業（以下「更新申請企業」という。）は、当該認証の有効期間が満了する年度において区長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を提出することにより区長に認証の更新を申請しなければならない。

- （1）東京都北区 SDGs 推進企業認証更新申請書（別記第 1 号様式。以下「更新申請書」という。）
- （2）誓約書
- （3）チェックリスト兼達成目標シート
- （4）その他区長が必要と認める書類

（更新手続）

第 10 条 区長は、前条の規定により更新の申請を受けたときは、その内容を審査し認証の更新可否を決定する。この場合において、区長はあらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。

- 2 区長は前項の規定により、認証を更新することに決定した場合は、東京都北区 SDGs 推進企業認証更新決定通知書（別記第 4 号様式）により、認証を更新しないことに決定した場合は、東京都北区 SDGs 推進企業不認証決定通知書（別記第 5 号様式）により、更新申請企業に通知するものとする。
- 3 前条の規定により更新の申請があった場合であって、前項の決定が、認証の有効期間満了の日以後となる場合は、第 8 条の規定にかかわらず、当該決定の日まで認証が継続しているものとみなす。

（認証後の活動報告）

第 11 条 認証企業は、認証を受けた日から起算して 1 年を経過した日以後の最初の 4 月 1 日以後、前年度に行った SDGs 達成目標の進捗状況等について、東京都北区 SDGs 推進企業活動進捗レポート（別記第 7 号様式。以下「活動進捗レポート」という。）を、年度ごとに区長が別に定める期間内に、区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、SDGs の取組等の進捗状況について、必要に応じ、認証企業に報告を求めることができる。

(変更申請手続)

第 12 条 認証企業は、申請内容に変更があった場合（区長が認める軽微な変更の場合を除く。）は、速やかに次に掲げる書類を提出することにより区長に申請しなければならない。

- (1) 東京都北区 SDGs 推進企業認証申請事項変更申請書（別記第 8 号様式。以下「変更申請書」という。）
- (2) 第 5 条各号又は第 9 条各号に掲げる書類のうち、変更があった書類
- (3) その他区長が必要と認める書類

(変更手続)

第 13 条 区長は、前条の規定により変更の申請を受けたときは、その内容を審査し変更可否を決定する。この場合において、当該申請が認証基準に係る内容の変更であるときは、区長は、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。

2 区長は、前項の規定により、変更の可否を決定し、東京都北区 SDGs 推進企業認証の申請事項変更に係る結果通知書（別記第 9 号様式）により、変更申請企業に通知するものとする。

(申請企業等に対する調査等)

第 14 条 区長は、第 5 条、第 9 条又は第 12 条の規定による申請の内容の確認のために、必要な場合は現地調査を実施し、必要に応じて資料の提出を求め、又は必要な説明又は意見を聴くことができる。

(認証の辞退)

第 15 条 認証企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに東京都北区 SDGs 推進企業認証辞退届出書（別記第 10 号様式）により、区長に届出るとともに、認証書を区長に返還しなければならない。

(認証の取消し等)

第 16 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証企業が認証の辞退を申し出たとき。
- (2) 認証企業が認証基準を満たさなくなったとき。
- (3) 認証企業が第 11 条第 1 項の期間までに活動進捗レポートを提出しなかったとき。
- (4) 認証企業が虚偽の内容により申請を行う等不正の手段により認証を受けたとき。
- (5) 認証企業が解散又は営業を停止したとき。
- (6) この要綱の規定に関し違反し、又は認証企業としての信用を著しく毀損したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が不適格と判断したとき。

2 区長は、認証企業が前項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当するときは、認証を取り消す前に認証企業に対して、必要に応じて当該事項を改善するための猶予期間を定めることができる。

3 認証の取消しに当たっては、区長は、必要に応じて審査会に諮り、その評価、意見、助言等に基づいて決定することができる。

4 区長は、第 1 項の規定による認証の取消しを決定したときは、認証取消企業に対して東京都北区 SDGs 推進企業認証取消通知書（別記第 11 号様式）により通知する。

5 第 1 項の規定により認証を取り消された企業等は、速やかに区長に認証書を返還しなければならない。

(審査会の設置)

第 17 条 区長は、本制度に関して必要な事項を審査し、及び本制度の推進に関して必要な事項を調査審議するため、東京都北区 SDGs 推進企業認証審査会を設置する。

(審査会の所掌事項)

第 18 条 審査会は、第 6 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 16 条第 3 項の規定により、申請企業、更新申請企業等に係る審査及び本制度の推進に関して必要な事項に係る調査審議を行う。

(審査会の組織)

第 19 条 審査会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 産業政策、企業経営又は SDGs に関し識見を有する者（以下「有識者」という。）

(2) 関係団体

(3) 区職員

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会の会長)

第 20 条 審査会に会長を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第 21 条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、書面の持ち回りをもって審査会に代えることができる。

2 審査会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会の会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

(委員以外の者の出席等)

第 22 条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 22 条の 2 本制度の推進に関して必要な事項に係る調査審議を行うため、審査会に部会を設置することができる。

2 部会の委員は、審査会が定める。

3 前 3 条の規定は、部会について準用する。

(委員報酬)

第 23 条 審査会又は部会に出席した委員（第 19 条第 2 項第 3 号に規定する委員を除く。）には、産業経済文化部長が別に定める金額を報償費として支給する。

(審査会の庶務)

第 24 条 審査会の庶務は、産業経済文化部産業振興課において処理する。

(ロゴマーク)

第 25 条 認証企業は、東京都北区 SDGs 推進企業認証ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用することができるものとする。

2 ロゴマークは、別図のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの意匠及び趣旨を損なわない範囲で、シンボルとロゴタイプをそれぞれひとつの単位として、切り離して使用することができる。

4 ロゴマークの色は、別図において指定する色を用いるものとする。

5 ロゴマークについては、区から提供する画像データを使用することとし、当該画像データの変更は認めないものとする。

(ロゴマークの使用条件)

第 26 条 ロゴマークは、認証企業の広報及び企業価値向上並びにこの要綱に基づく認証制度の普及・啓発を目的として使用するものとする。

2 ロゴマークを使用しようとする認証企業は、あらかじめ東京都北区 SDGs 推進企業認証ロゴマーク使用届出書（別記第 12 号様式）を区長に提出しなければならない。

3 認証企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークを使用してはならない。

(1) 使用目的、使用方法等が法令等に違反し、又は公序良俗に反するとき。

(2) 北区の信用、品位又はイメージを損ない、又は損なうおそれがあるとき。

(3) 特定の政治、宗教等に関する活動で使用するとき。

(4) 特定の個人、企業、団体等への誹謗中傷に該当し、又はそれを助長するおそれがあるとき。

(5) 自己の商標等として使用する等、独占的に使用するとき。

(6) ロゴマークを使用させることにより、第三者の利益を害すると認められるとき。

(7) 前条の規定に違反して意匠若しくは色を変更して使用し、又は変更して使用するおそれがあるとき。

(8) 他の文字、図形等と組み合わせて使用されることにより、ロゴマークのイメージが変更され、又は変更されるおそれがあるとき。

(9) 使用目的、使用方法等がロゴマークの趣旨に反するとき。

(10) 営利を目的として販売又は賃貸する物品等に表示するために使用するとき。

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものの利益となり、又はなるおそれのあるとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、区長が適切でないと認めるとき。

(ロゴマーク使用の禁止)

第 27 条 区長は、認証企業が次の各号のいずれかに該当するときには、当該認証企業のロゴマークの使用を禁止することができる。

- (1) 認証企業がこの要綱に違反したとき。
- (2) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他ロゴマークを使用することが適当でないときと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定によりロゴマークの使用を禁止したときは、その旨を東京都北区 SDGs 推進企業認証ロゴマーク使用禁止通知書（別記第 13 号様式）により当該認証企業に通知するものとする。

（ロゴマーク使用の費用）

第 28 条 ロゴマークは、無償で使用することができる。ただし、使用に係る印刷製本費、通信費その他の費用が生じる場合は、認証企業の負担とする。

（認証企業に対する支援）

第 29 条 区長は、認証企業に対し、毎年度の予算の範囲内で次に掲げる支援等を行う。

- (1) 北区中小企業融資要綱（昭和 49 年 3 月 16 日決裁）に基づく区中小企業融資制度の「事業活性化支援資金」の融資申込要件の一部の付与
- (2) 入札時における施工能力審査型総合評価方式における評価項目としての取扱い
- (3) 北区ニュース、北区ホームページ等への掲載、SDGs の取組事例集の作成等による認証企業の情報発信
- (4) 北区 SDGs 推進企業コミュニティ活動による支援
- (5) 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める支援

（認証の趣旨）

第 30 条 この要綱に基づく認証、ロゴマークの使用及び認証企業に対する支援は、認証企業の事業等について区が第三者に対して推奨、協賛等を行うものではない。

（損害賠償）

第 31 条 第 16 条第 1 項の規定による認証の取消し又は第 27 条第 1 項の規定によるロゴマークの使用の禁止により、認証企業が損害を受けた場合であっても、区は、その賠償の責を負わないものとする。

（公表）

第 32 条 区長は、認証を受けた企業について、企業概要、認証取得の事実、取組状況等を公表することができるものとする。

（委任）

第 33 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済文化部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 22 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 28 日区長決裁 5 北地産第 3358 号）

この要綱は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

付 則（令和 8 年 3 月 16 日区長決裁 7 北地産第 3447 号）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はこれらに関連すると認めると認めるに足りる相当の理由のある企業等
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種
- 3 投機的商品に関する業種
- 4 消費者金融
- 5 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- 6 占い、運勢判断等に関するもの
- 7 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの
- 8 政治・宗教団体
- 9 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- 10 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 11 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法（平成14年法律154号）若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生若しくは更生の手續中のもの
- 12 違法又は不当な行為により、営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 13 青少年の健全育成を阻害するもの
- 14 その他、区長が公序良俗に反すると認めたもの